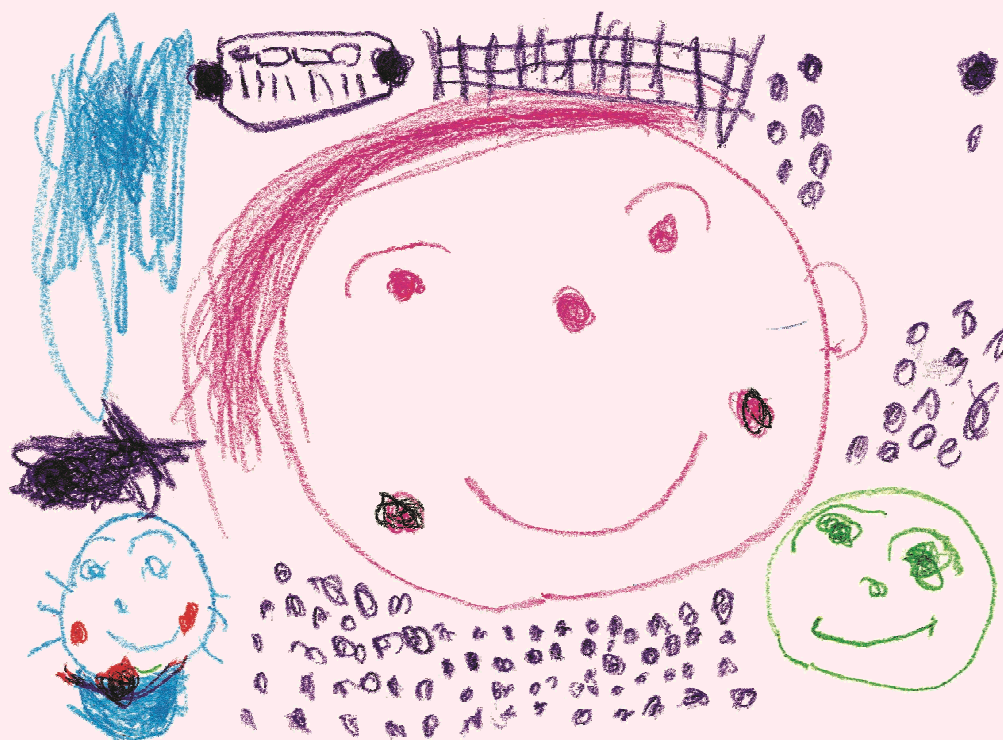


第3次 恵那市障がい者計画

第5期 恵那市障がい福祉計画

第1期 恵那市障がい児福祉計画

概要版

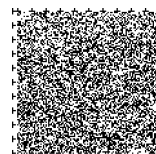


このイラストは、こども発達センター「にじの家」を利用している子どもの作品です。

平成 30 年 3 月

恵那市

視覚に障がいのある方もご利用いただけるように「音声コード（SPコード）」
を付けました。専用装置で読み取ると音声で内容を読み上げます。



計画策定にあたって

計画策定の趣旨

「第3次恵那市障がい者計画・第5期恵那市障がい福祉計画・第1期恵那市障がい児福祉計画」では、国の法律や制度の整備、社会状況、恵那市の障がい福祉施策の現状、障がいのある人のニーズを踏まえて、さらなる障がい福祉施策の充実のために策定します。

計画の位置づけ

第3次 障がい者計画

- 障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るための、障がい者のための施策に関する基本的な計画
- 長期的な見通しにたって効果的な障がい者施策の展開を図る計画

第5期 障がい福祉計画

- 各年度における障がい福祉サービス及び地域生活支援事業ごとに必要な見込量を算出し、その見込量を確保するための方策を定める計画

第1期 障がい児福祉計画

- 各年度における障がい児通所支援及び障がい児相談支援等の障がい児に必要なサービス等の見込量を算出し、その見込量を確保するための方策を定める計画

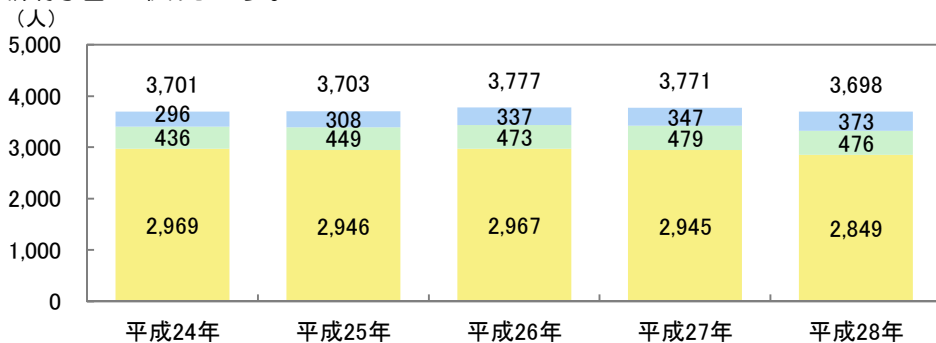
計画の期間

それぞれの計画の期間は以下の通りです。なお、社会情勢の変化や国の制度改正、恵那市の状況等を踏まえて、必要に応じて期間中であっても見直しを行います。

(年度)	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
障がい者計画			...	第3次						...	
障がい福祉計画			...	第5期			第6期			...	
障がい児福祉計画			...	第1期			第2期			...	

手帳所持者の状況

恵那市の各手帳所持者の状況です。



社会福祉課（各年4月1日現在）

基本理念と施策

基本理念

すべての人が互いに認め合い、支え合いながら暮らせる社会が実現できるよう、あらゆる市民が障がいについての理解を深め、行政や事業所、団体、市民が一体となって、障がい者施策に取り組んでいくため、基本理念を以下の通りとします。

共に生きる社会（共生社会）の実現

1 療育・教育

障がいのある子どもが適切な支援や教育を受けられるよう、障がい等の早期発見や療育、特別支援教育の基盤を強化します。また、障がいのある人の生涯学習やスポーツ、文化活動等の参加を促進し、生きがいを進めます。

(1) 障がい児の療育

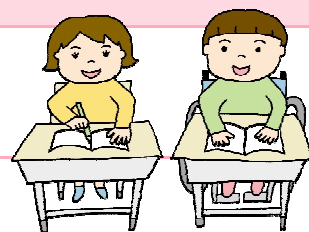
- ① 障がいの早期発見・相談
- ② 障がい児の早期療育

(2) 障がい児保育・教育

- ① 障がい児保育
- ② 障がい児教育

(3) 生涯学習、文化・スポーツ・レクリエーション活動

- ① 生涯学習
- ② 文化・スポーツ・レクリエーション活動



2 雇用・就業

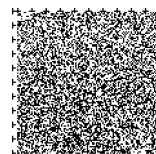
障がいのある人の就労を促進するため、一般企業や福祉的就労等の多様な受け皿の確保に取り組みます。また、就労や就労定着に係る訓練や相談等の支援を行います。

(1) 一般企業での就業

- ① 雇用の場の確保と就職支援
- ② 就労移行支援
- ③ 就業定着に向けた支援

(2) 福祉的就労

- ① 就労継続支援施設



3

保健・医療

障がいの予防や重度化の防止を図るため、健康づくりの意識啓発や、健診受診の働きかけを進めます。また、障がいのある人が安心して医療機関を利用できる体制整備を図ります。

(1) 健康づくりと病気・障がいの早期発見・早期対応

- ① ライフステージに応じた健診
- ② 生活習慣病予防

(2) 医療

- ① 医療支援

4

福祉サービス

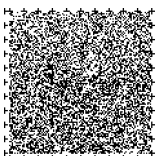
障がいのある人が自宅や施設で安心して生活したり、社会参加ができるよう、障がい福祉サービスをはじめとした多様なサービスを提供します。

(1) 障がい福祉サービス

- ① 相談支援
- ② サービス提供に向けた支援
- ③ 居住の場（居住系サービス）
- ④ 援助（訪問系サービス）
- ⑤ 活動や訓練の場（日中活動系サービス）
- ⑥ 地域生活の支援

(2) その他在宅福祉サービス

- ① 補装具費や日常生活用具の給付
- ② 各種助成など
- ③ 難病患者や高次脳機能障がい者などに対する福祉サービス
- ④ 介助者に対する支援



5

相談・情報提供

障がいのある人やその介助者等が適切な支援を受けられるよう、相談支援体制を強化します。また、多様な手段でのわかりやすい情報提供に取り組みます。

(1) 相談

- ① 専門相談機能
- ② 相談員活動・ピアカウンセリング

(2) 情報

- ① 多様な手段による情報提供
- ② 視覚障がい者や聴覚障がい者に対する情報保障

6

地域福祉

障がいの有無に関わらず、地域で誰もが共生できる社会を実現するため、市民の障がい理解の促進に取り組みます。また、住民同士の支え合い活動や、ボランティア活動の活性化を図り、地域における障がいのある人とない人の交流を促進します。

(1) 障がい理解・福祉教育

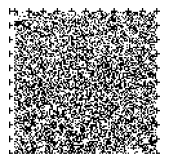
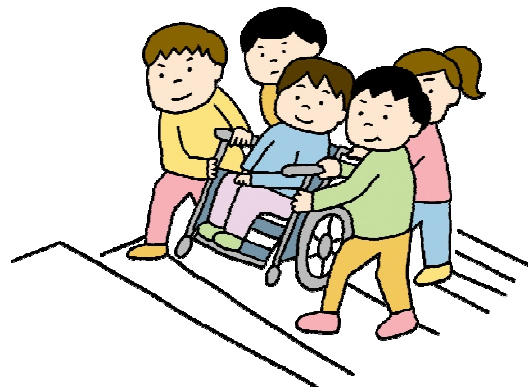
- ① 子どもの頃からの福祉教育
- ② 地域での福祉教育
- ③ 啓発活動

(2) 住民同士の支え合い

- ① 支え合い活動の推進
- ② 当事者活動・親の会活動

(3) ボランティア活動

- ① ボランティア活動





7

生活環境

障がいのある人の社会参加の促進や安心して暮らせる基盤整備のため、バリアフリーの推進や移動支援の充実を図ります。また、障がいの特性を踏まえた避難支援体制を整備します。

(1) バリアフリー・ユニバーサルデザイン

- ① 住居のバリアフリー・ユニバーサルデザイン
- ② バリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくり

(2) 防災・防犯対策

- ① 防災対策
- ② 防犯対策

(3) 外出・コミュニケーション支援

- ① 移動・外出手段の確保と支援
- ② 聴覚障がい者のコミュニケーション保障

8

障がい者施策推進体制

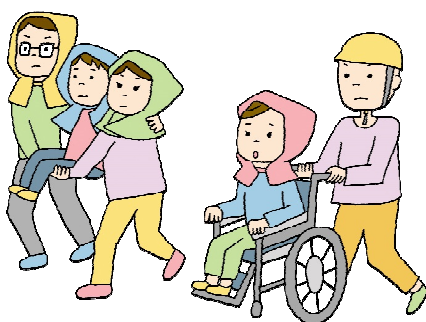
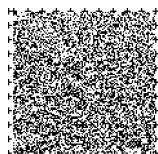
障がいのある人の権利を擁護するため、虐待防止に関する取り組みや、権利擁護事業を推進します。また、障がいのある人に関わる多様な機関の連携体制を強化します。

(1) 障がい者の権利擁護

- ① 障がい者虐待の防止
- ② 権利擁護事業

(2) 障がい者施策推進体制の整備

- ① 障がい者施策に関わる市職員の資質の向上と体制強化
- ② 関係機関の連携体制の強化
- ③ 福祉ゾーンの整備



障がい福祉サービス等

サービス	内容
居宅介護	自宅で入浴、排泄、食事等の介護、家事、相談等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由の人に、自宅や移動中の介護を行います。
同行援護	視覚障がいのある人の外出時に、移動に必要な情報提供や移動の援護を行います。
行動援護	自己判断力が制限されている人の行動時に、危険を回避する援護や介護を行います。
生活介護	主に昼間、施設等で入浴、排泄、食事の介護や、創作的活動・生産活動の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	リハビリテーションが必要な人等に、身体機能や生活能力の維持・回復等の訓練を行います。
就労移行支援	就職を希望する人に、就労に必要な知識や能力向上のための訓練等を行います。
就労継続支援 (A型・B型)	一般企業での就労が困難な人に、就労の機会を提供するとともに、知識及び能力の向上の訓練等を行います。
就労定着支援	一般就労へ移行した人の生活面の課題の把握、連絡調整、課題解決に向けて支援を行います。
療養介護	医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護等を行います。
短期入所 (医療型・福祉型)	家族・保護者等の介護が受けられない場合に、一時的に医療機関や施設等への宿泊を伴う入所・介護を行います。
自立生活援助	ひとり暮らしを希望する人等を巡回訪問し、地域生活に向けた相談・助言等を行います。
グループホーム (共同生活援助)	共同生活を行う住宅で、相談や日常生活上の援助、介護を行います。
施設入所支援	主に夜間、施設等で入浴、排泄、食事の介護や、創作的活動・生産活動の機会を提供します。
計画相談支援	障がい福祉サービス等の利用のための計画の作成及び見直しを行います。
地域移行支援	施設等の入所者や精神科病院に入院している人に、地域生活に移行するための住居の確保や相談、その他の支援を行います。
地域定着支援	ひとり暮らしの人の、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等に相談や支援を行います。

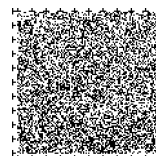
地域生活支援事業

【必須事業】

- | | |
|------------------|-----------------|
| (1) 理解促進研修・啓発事業 | (6) 日常生活用具給付等事業 |
| (2) 自発的活動支援事業 | (7) 手話奉仕員養成研修事業 |
| (3) 相談支援事業 | (8) 移動支援事業 |
| (4) 成年後見制度利用支援事業 | (9) 地域活動支援センター |
| (5) 意思疎通支援事業 | |

【任意事業】

- | | |
|--------------------------|------------------------|
| (1) 日常生活支援事業 | (2) 社会参加支援事業 |
| ・訪問入浴サービス | ・点字・声の広報等発行 |
| ・生活訓練等（ふれあいホーム運営事業） | ・自動車運転免許取得・改造助成 |
| ・日中一時支援事業 | ・その他の社会参加支援（障がい者サロン事業） |
| ・その他の日常生活支援（告知放送等見える化事業） | |



障がい児福祉サービス

サービス	内容
児童発達支援事業	就学前の児童に、通所による日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等のサービスを行います。
放課後等デイサービス	就学している児童に、通所による日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等のサービスを行います。
保育所等訪問支援	こども園等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。
障害児相談支援	児童発達支援・放課後等デイサービスなどを申請した人に、障害児支援利用計画の作成及び支給決定後の障害児支援利用計画の見直しを行います。

計画の推進体制と評価

推進体制

(1) 庁内外の関係部局・関係機関・団体との連携

関係課との連携を強化するとともに、事業所、当事者団体、教育機関、就労支援機関等とも協働して取り組みます。また、「恵那市自立支援協議会」において、地域の課題や困難事例等を共有・検討し、新たな社会資源の開発等を進めます。

(2) 障がい保健福祉圏域における連携

東濃圏域における連携により、支援体制の強化を図ります。

(3) 市民や地域への周知

本計画や概要版について広く周知を図るとともに、さまざまな機会や媒体により障がいへの理解を深める取り組みを進めます。

進行管理

恵那市自立支援協議会で計画の点検・評価や、庁内関係部局による施策の進捗状況などの評価を行い、成果目標及び障がい福祉サービス等の見込みについては、PDCA サイクルによる点検・評価を行います。



恵那市公式キャラクター
『エーナ』

第3次 恵那市障がい者計画 第5期 恵那市障がい福祉計画 第1期 恵那市障がい児福祉計画 【概要版】

平成30年3月 発行：恵那市 医療福祉部 社会福祉課
〒509-7292 岐阜県恵那市長島町正家一丁目1番地1
電話：0573-26-2111（代） FAX：0573-25-7294

